

財政健全化判断比率および資金不足比率の概要

平成19年6月地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）が制定され、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）の議会報告および公表、さらには平成20年度決算から早期健全化基準および財政再生基準、経営健全化基準以上となった場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられることになりましたので、次のとおり公表します。

（1）平成19年度決算に基づく健全化判断比率

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－	15.00%	20.00%
②連結実質赤字比率	－	20.00%	40.00%
③実質公債費比率	19.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	165.0%	350.0%	

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載しています。

①実質赤字比率 「－」該当なし

一般会計等（鬼北町の場合、一般会計、用品調達特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、成川溪谷休養センター特別会計、節安ふれあいの森特別会計）を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさで、「標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

②連結実質赤字比率 「－」該当なし

地方公共団体において基本となる行政サービスを行う一般会計だけでなく、国民健康保険や介護保険などの公営事業会計および水道や病院などの公営企業会計も含めて計算した実質赤字額の標準財政規模に占める割合です。

③実質公債費比率 【19.5%】

一般会計等が発行した地方債の元利償還金に加えて、水道や病院などの公営企業会計、農業集落排水事業や簡易水道事業などの特別会計が発行した地方債の元利償還金に対する繰出金、広域事務組合などの一部事務組合が発行した地方債の元利償還金に対する負担金など（以下「準元利償還金」という。）の標準財政規模に対する比率です。言い換えれば、収入のうちどのくらいを借金の返済にあてているかの財政負担の程度を示す指標です。

④将来負担比率 【165.0%】

一般会計、特別会計および一部事務組合等で起こした地方債のほか、債務負担行為に基づく支出予定額や退職手当支給予定額、また、設立した地方公社や第三セクター法人の負債額や債務保証額等について、一般会計が将来負担すると見込まれる額の標準財政規模に占める割合です。

（2）平成19年度決算に基づく資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
①水道事業会計	－	20.00%
②病院事業会計	－	
③日吉簡易水道特別会計	－	
④農業集落排水事業特別会計	－	
⑤浄化槽市町村整備推進事業特別会計	－	

※資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載しています。

資金不足比率 「－」該当なし

対象となる会計は、公営企業法適用の会計として水道事業会計と病院事業会計の2会計、公営企業法非適用の特別会計として日吉簡易水道特別会計、農業集落排水事業特別会計と浄化槽市町村整備推進事業特別会計の3会計で合計5会計となります。各会計とも資金不足が生じていないため、「－」該当なしとなっています。